

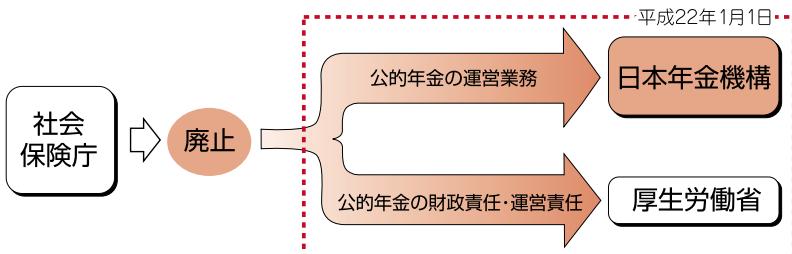


# 「日本年金機構」が 平成22年1月1日からスタート!

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました～

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりましたが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、社会保険事務所の建物をそのまま利用しますので、住所地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくことになりますが、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うことになりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財源や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎ 569134 宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4222

## 消費者ホットライン 0570-064-370

消費生活における各種トラブルに直面した際に、お近くの相談窓口の連絡先がわからない場合でも、消費者ホットラインに電話をかけると、その解決のための助言やあっせんを行う消費生活センターなどの相談窓口に年末年始を除いて毎日つながります。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄の相談窓口をご案内いたしますので、お住まいの郵便番号がわかる方は 1 を、そうでない方は 2 を押してください。」

困ったときは、  
お電話ください!!  
一人で悩まないでね!

### 1 わかる

「お住まいの郵便番号を  
7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を入力



### 2 わからない

#### 携帯電話の場合



※平日、土曜は県消費  
生活センターへつながります。  
※日曜祝日は国民生活センターへ  
つながります。

#### 固定電話の場合

「お住まいの地域を選択してください。  
○○市は1、●●市は2、△△町は3、…  
を押してください。」

お住まいの地域の番号を入力

最寄の相談窓口

- 自治体により市の消費生活センターもしくは県の消費生活センターへつながります。
- 市及び県の消費生活センターが閑所日のときは、国民生活センターへつながります。

●『消費者ホットライン』に関するお問い合わせ先：栃木県県民生活部くらし安全安心課 TEL 028-623-2135